

第十一回特別弔慰金の支給対象者早見表

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。

スタート

戦没者等の死亡当時のご家族・ご親族ですか？

(支給対象者は、戦没者等の死亡当時お生まれの方に限ります。ただし、戦没者等の子の場合は、死亡当時に胎児だった場合も含まれます。)

いいえ

対象となりません

はい

令和2年4月1日において、順位が一番先になる遺族、お一人に支給されます。

- 同順位の方が複数いる場合は、請求する方をどなたかお一人を決めて申請してください。
- 令和2年4月1日において、戦没者等の配偶者(公務扶助料や遺族年金等を受けていない方)がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者等から見た
あなたの続柄

① 子ですか？

はい

対象となる可能性があります

いいえ

②

父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる
可能性があります

- 1 父母
- 2 孫
- 3 祖父母
- 4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係の有無、改氏婚・養子縁組等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

いいえ

③ 上記以外の
三親等内
親族
(甥、姪、兄
の妻など)
ですか？

はい

上記①または②の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者等の死亡時まで
引き続き一年以上、戦没者等と生計関係を有していた

はい

対象となる可能性があります

いいえ

対象となりません

※この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もあります。